

5 洗脳教育と教育警察委員会(岐阜県議会)

長屋修は「速度比較の原理」の内容が「世界共通の常識」に帰着することを見だし、欠陥教育の理由を誰にでも分かるようにした。そして、この画期的な説明方法を取り入れた新たな速度概念に関する教育を、岐阜県立各務原高等学校において実践したのである。

岐阜県教育委員会は、世界共通の常識に対する反論が不可能な為、長屋修に執拗な弾圧をかけて新たな速度概念の教育を禁止した。ここで注意すべきは、かかる弾圧に拠る犠牲者は長屋修でなく、今後も世界共通の常識に反する教育を否応なく受けさせられる国民や世界中の子供達であることである。また、弾圧による原理（しかも世界共通の常識）の抹殺は、世界に対する挑戦に他ならない。

上記の岐阜県教育委員会の異常かつ不法行為につき、長屋修は岐阜県議会（教育警察委員会）に陳情を行った。今後、岐阜県から起こった世界的な事件、そして岐阜県議会の動向に注目するところである。

[科学誌：ネイチャー社] は、学問の発展の妨害および世界中の子供達への洗脳教育の事件から除外される。

—2011.8.1—

岐阜県議会議長 様

平成23年3月31日

陳情者

長屋 修 印

教育界の弾圧事件についての陳情

趣旨

従来の教育の欠陥が世界共通の常識に基づき証明され、私は正しい教育を実践しました。すると、岐阜県教育委員会や政権与党は反証を行わず、いわば独裁的権力の行使によって抹殺しました。また、教育に関して責任や使命を負っている者達も事件を黙止・黙殺する有り様です（この者達を以下では纏めて守旧派と云う）。その為、教育的な問題が法的、政治的、社会的、世界的問題と化したのです。正常な教育社会にして頂きたい、この陳情に及んだ次第です。

理由

1 世界共通の常識に反する従来の教育

- ① 宇宙には、互いに運動している無数の物体が存在している。そして、ある物体Aの速度を求めようとすれば、相手となる物体を一つ選定し、それを指標として明確にしておく必要がある。何故ならば、速度は相対的にしか分からないし、指標となる物体は無数にあるからである。勿論、指標の選定は全

く自由である。従って、指標の選び方で物体Aの速度（相対速度のこと）は様々に変わってくる。この様な速度（運動）の相対性に関しては従来の学問の基礎として論じられてきており、以下の話の為の再確認である。

- ② さて、速度は、比較してこそ意味を持つものである。そこで、例えばA君とB君の速度の比較（競争）を考えてみよう。このとき①に基づき、A君は指標xを選び、B君は指標yを選んで競争するとする。しかし、この様な状態では公平な競争にならず、よって速度の比較の意味が失われてしまうことは自明である。より詳細な説明は、

【世界規模の間違い <http://st-nagaya.jp/>】

の内の、添付資料A [欠陥教育の証明] に掲載。

- ③ 古今東西、あらゆる所で様々な競争（速度の比較）が行われている。そのとき、運動の指標（以下ではゴールと云う場合もある）が一つに限定されていなければ競争が成り立たない。この事実は、速度を比較する際の必要不可欠な限定条件であって、今日では子供達でさえも当たり前という世界共通の常識である。守旧派にしても、速度の比較の際にゴールを一つに限定する必要があることは、否定不可能な事実として十分に承知している。例えば、競輪や競馬を知らぬ筈がないからである。そこで、かかる世界共通の常識を簡単の為に「速度比較の限定条件」と仮称しておいて話を続ける。
- ④ ところで、速度比較の限定条件（世界共通の常識）は、教科書は勿論、辞書や百科事典、専門書にも載っていない。つまり、従来の学問（教育）は②で結論した通り、速度の比較の意味を失っているという証である。また、従来の学問は世界共通の常識に反しているという証である。

2 法に基づいた速度比較の限定条件に関する教育

- 私は2008年10月、学校教育法：第二章義務教育第二十一条の六、高等学校学習指導要領：第2章第4節数学第1款目標、教育基本法：第一章第三条生涯学習の理念等に基づき、子供達に速度比較の限定条件（世界共通の常識）を教えた。ところが、守旧派から、この教育禁止の弾圧をかけられたのである。その理由を何度も問い質したが、教科書に載っていないことは教えるな、と弾圧をかけてくるばかりであった。なお、詳細な経緯・証拠については添付資料B [教育界の弾圧（子供達への精神的虐待）] に掲載。

3 守旧派の子供達に対する精神的虐待および洗脳教育

- ① 本弾圧事件で最も重要なのは、守旧派が子供達に対し、非常識な教育（試験）でも逆らえば不合格とする旨の、悪しき権力の使い方の実践教育をしたことである。また、子供達に精神的虐待を加えたことである。
- ② 本弾圧事件を知らない子供達に対しては、守旧派が非常識な教育を承知のいわば洗脳教育を行っているのである。これら①と②の事実は、児童の権利に関する条約：第17条および第28条に抵触すると考えられる。

4 政権与党の対応

① 2009年、政権与党の333名の国会議員および菅総理や伸子夫人に本弾圧事件を訴えたところ、一年三カ月を経てようやく各務原市役所で会談がもたれた。結論は教育委員会を擁護するものであるが、その理由は、間違いじみた屁理屈であったことを特筆しておく。そして、憲法における教育の義務と税という深遠な問題も浮上していることに注意されたい。これら詳細は添付資料C [洗脳教育と日本の対応] に掲載。

② 守旧派が速度比較の限定条件（世界共通の常識）の反証をすれば、私が市内にチラシ（サンプル添付）を4万部ほど配布した行為、及びホームページの記事は幾つかの法に抵触し、罪に問われるのは間違いない。反証しなければ、守旧派が国民や世界中の子供達に対する罪を犯しているのである。斯様な事実の放置は、法治国家、特に日本では許されることではない。

5 守旧派の学問発展の妨害および世界に対する背信行為

○ 学問の基礎に限定条件がある場合と、その限定条件が無い場合では、関係する学問の枠組みが全く異なってくることは自明である。従って、速度比較の限定条件（世界共通の常識）の教育は、初等教育に端を発する学問革命である。言うまでもなく、守旧派の速度比較の限定条件の抹殺は、学問の発展を妨害する極めて悪辣な行為である。そして、守旧派の世界に対する背信行為に他ならない。

以上、岐阜県から起こった教育界の弾圧事件および関連事件に関する陳情の趣旨と理由です。かかる現状をただす可く御尽力の程、宜しくお願い申し上げます。

同封書類

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 2011年3月12日付け教育警察委員会委員長宛て手紙の写し
(本文1枚、添付プリント4枚) | 1部 |
| 2 | チラシのサンプル (B4版、青字) | 1枚 |
| 3 | 添付資料一式 | |
| | [世界規模の間違い] (表紙) | 1枚 |
| | 添付資料A [欠陥教育の証明] (3頁) | 1部 |
| | 添付資料B [教育界の弾圧 (子供達への精神的虐待)] (本文13頁) | 1部 |
| | 資料Bに添付の証拠 | |
| | ・証拠A 独立法人国民生活センター宛て3通の手紙の写し (10枚) | 1部 |
| | ・証拠B 政権与党の333名の国会議員への訴え (手紙2頁、一覧8頁) | 1部 |
| | ・証拠イ 2007年度武蔵高等学校中学入試問題解答解説 (2頁) | 1部 |
| | ・証拠ロ 平成20年度「理数科指導の手引…」について(依頼)の写し | 1枚 |
| | ・証拠ハ // // 提出伺いの稟議書写し | 1枚 |
| | ・証拠ニ // // 提出書類の表紙の写し | 1枚 |

・証拠ホ	チラシ (2と同じもの)	1枚
・証拠ヘ	学問充足律騒動記の写し (2頁)	1部
・証拠ト	通話明細 (4頁)	1部
・証拠チ	人間社会と算数・数学の写し (7頁)	1部
・証拠リ	平成20年10月13日付け意見書の写し (2頁)	1部
・証拠ヌ	平成20年10月22日の ■■■ 校長 (■■■ 教頭同席) の反論の写し	1枚
・証拠ル	平成20年10月29日付け意見書の写し	1枚
・証拠ヲ	鉛筆で印の付けられたプリントの写し (3枚)	1部
・証拠ワ	教育委員の電話を校長がメモし教頭が裏書きしたものの写し	1枚
・証拠カ	平成20年11月19日付け文書の写し	1枚
参考資料	[洗脳教育と国連の対応] (2頁)	1部
添付資料C	[洗脳教育と日本の対応] (4頁)	1部

補足その1 (各政党の対応は…)

議員達は「子供は国の宝」「国民の為」と言う。実際、議員がこの“言”を反故にすれば、国民の血税を食い荒らす議員バッジをつけたペテン師 (鳩山さんも) と呼んで構わない。そして「教育界の弾圧事件はこの言の試金石」である。

上に述べた試金石たる要望を、共産党、公明党、国民新党、自由民主党、社会民主党、たちあがれ日本、みんなの党に提出しておいた。各政党の対応を十分に見届けておくと、国の先行き、また自身のために必ずや有益である。

件名: 教育界の弾圧事件
差出人: 長屋修 < standard@st-nagaya.jp >
宛先: ○○○○○○
送信日時: 2011年6月15日21時25分から

> ○○○○○党の皆様。かねてより、教育界の弾圧事件に関するお願いをしてきました。この事件が「世界中の子供達に対する非常識な洗脳教育」「教育の義務と納税の義務の非合理」「学問の発展の妨害」等の重大な問題へと発展しているからです。それから【教育警察委員会 (<http://st-nagaya.jp/doom3.pdf>)】への陳情も行っていますが、ここに再度、問題の解決をお願いいたします。
> 上記事件の鍵である「世界共通の常識」の下では、貴方方も私も同じ立場におかれています。従って今、貴方方にも、世界共通の常識に反する洗脳教育から子供達を守るべく責任や使命が生じているのです。
> 蛇足です。かかる洗脳教育の対象は貴方方のお子さんや身内を含む世界中の子供達ですから、この事件を抹殺したり黙止すれば人間性を失うことに御注意。

補足その2 (大学の対応は…)

件名: 速度比較の原理
差出人: @nagaya_osamu 長屋修
宛先: @ipmu_supporter @NH_M_
送信日時: 2011年7月23日19時7分

- > @ipmu_supporter @NH_M_失礼します。世界中の子供達の為、公共の利益の為、
 - > 貴方の立場を活していただけないでしょうか…。多くの人々は【 <http://st-nagaya.jp/doom3.pdf> 】の事実を知りませんので宜しくお願い致します。
-

件名: 速度比較の原理
差出人: @NH_M_ 生はむランドール
宛先: .@nagaya_osamu 長屋修
送信日時: 2011年7月25日15時50分と、16時0分、16時2分の3件

15時50分の1件目

- > .@nagaya_osamu 拝見しました。があなたの主張がよくわかりませんでした。
- > 『「速度比較の原理」を教育で教えてかつ、「同じ座標で同じゴールを明文化」
- > した教育をすべきだ』ということなののでしょうか？一応物理専攻なので専門用語
- > 使ってもらっても構いません。

16時0分の2件目

- > .@nagaya_osamu HPを流し読みしましたが、自分の頭が悪いせいかわかりませんが、
- > 点がわかりませんでした。ゴールや座標は自分で決めるものではないのでしょうか？
- > か？それを決めるのが教育なののでしょうか？ st-nagaya.jp

16時2分の3件目

- > .@nagaya_osamu また至極当然の質問ですが、速度は「物理量」で測定可能。宇
 - > 宙どこでも定義できます。が教育の「速度」とは物理量なののでしょうか？単位が
 - > 不明です。そこに論理の破綻が見えますが、そこをつなげてくださると、僕の理
 - > 解が進みます。
-

件名: 速度比較の原理
差出人: @nagaya_osamu 長屋修
宛先: @NH_M_ 生はむランドール
送信日時: 2011年7月25日22時14分

- > @NH_M_ 様。ゴールを一つに限定しなければ競馬等の競争が成り立たない。こ
- > の限定条件は教科書、辞書や百科事典、専門書に載っていない。後は、
- > 【世界規模の間違い <http://st-nagaya.jp/> 】
- > を良く読んでください。尚、字数があるのでメールアドレスを教えてください。

件名: 速度比較の原理
差出人: @NH_M_ 生はむランドール
宛先: @nagaya_osamu 長屋修
送信日時: 2011年7月26日17時23分

> @nagaya_osamu こちらがメールアドレスになります。よろしくお願ひいたしま
> す。 ■■■■■

件名: 速度比較の原理
差出人: 長屋修 <standard@st-nagaya.jp>
宛先: ■■■■■
送信日時: 2011年7月26日23時46分

> 生はむランドール様。
> 長屋修です。挨拶は省略いたします。
> 貴方は一般の方と違いますから理論の話をいたします。
> ホームページ【世界規模の間違い <http://st-nagaya.jp/>】の第二部の三つの論文
> [思考と時間の正体] [観量性理論] [物理法則の不変基礎]を御覧下さい。
> 以下に注意事項を列挙します。
> 注意1: 従来 of 学問とは出発点が異なる。つまり、従来 of 学問の
> 起源をも遡る議論である為、従来 of 学問の知識が邪魔を
> する場合がありますことに注意 (頭の中を白紙状態に)。
> 注意2: 学問の根源、つまり、学問として未だ専門分野に分かれ
> る前のところ迄もどった議論に及ぶ。従って、従来 of 論
> 理・哲学、言語学、数学、物理学、宇宙論等々に影響を
> 与える議論となる。
> 注意3: ガリレイの相対性原理の物理的基礎を多用するが、その
> 理由は現象と人間の考え方の関係が述べやすいからであ
> る。
> 注意4: 現象を数学で記述する為の条件の掘り起こしを行う。何
> 故なら、数学の適用を認めてしまうと、数学で書かれた
> 理論の是非の検証は不可能となることに注意せよ。
> 注意5: 経験的には「世界共通の常識 (ゴールを一つに限定する
> こと)」であっても、言語で表現されていなければ学問
> にならないことに注意。かかる限定条件が教科書、辞書
> や百科事典、専門書に載っていないことがその証拠 (言
> 語の欠落)。
> 以上が、注意点です。決して斜め読みや当たり前のことと思って読み飛ばさない
> ようにしてください。なお、貴方は「ゴールや座標は自分で決めるものではない

- > のか」と言っていますが、その様に各自好きな運動の指標を選ぶと、兔と亀およびA君とB君のイラストの様になって競争が成り立ちません（不公平）。
- > 更に「速度は物理量で測定可能。宇宙のどこでも定義できます」と言っているのは間違いありませんが、だからと言ってその比較に意味がないのは前に述べた原理的理由に拠るものです（物理量であっても、かかる共通性がなければダメ）。
- > 追伸
- > 私の住所、電話番号、メールアドレスなどはすべてツイッターのプロフィール欄に公表していますので、御覧ください。

件名: Re: 速度比較の原理
差出人: 生はむメロン <■■■■■■■■■■>
宛先: 長屋修 <standard@st-nagaya.jp>
送信日時: 2011年7月27日10時28分

- > 長屋修様
- > メッセージありがとうございます。
- > 僕は今東京大学で物理専攻の身の学生でして、このように物理・数学を盾に論理を展開する方を数々見てきました。先のメールでの注意事項なども重々承知しています。
- > 議論以前の問題として、長屋様は「中学までの教育では競争（同じゴール）は当然あるべき」とお考えでしょうか。まず、この議論以前の段階で、岐阜の教育委員の方たち（または一般の多くの人）とギャップがあることにお気づきでしょうか？
- > 議論自体は素人目では筋が通っているようには見えます。が、議論以前の、「競争をすべき」という主張を正当化する議論が必要になりますよね。
- > 「競争は強制するものではなく、受験などを通じて初めてゴールを設定でき、その試験で競争する」という一般の方に「教育では競争（同じゴール）は当然あるべき」という主張をされても、スタートラインで思考停止になり、議論ができません。
- > という理由で、まずは「競争をすべき」という主張を「正当化」しなければいけないことがわかります。
- > *****
- > ホームページ【世界規模の間違い <http://st-nagata.jp/>】の第二部の三つの論文についてです。
- >>慣性配分の原理
- > ボールが天井と床の間を移動しているときは？実はこのときもボールにとっては静止系になります。このときは、宇宙船と、傍観している宇宙船がボールに対して相対的に動きます。つまり、ボールが【傍観系】になりますね。
- > おなじことですが、宇宙船と傍観している宇宙船を上下に揺らしても、実はおな

- > じ現状ですよ。
- > このときの傍観系はボールですね。
- > このように、物理は観測する方とされる方は「お互い様」です。
- > このことと因果律のことはちょっと違う議論だと思います。
- >>光の制御現象
- > 光速は公転同様、自転にも影響しません。というかどのような運動にも影響を受けません。
- > それがマイケルソン&モーレイの実験の帰結です。
- > 少なくともこの2点が気になります。

件名: **Re: 速度比較の原理**
差出人: 長屋修 <standard@st-nagaya.jp>
宛先: 生はむメロン <■■ ■■ ■■>
送信日時: 2011年7月27日22時4分

- > 生はむメロン 様。
- > 長屋修ですが、貴方は何の話をなさっているのですか。
- > 競輪や競馬、またオートレース等のスピード（速度・速さ）のことです。十分に
- > 【世界規模の間違い <http://st-nagaya.jp/>】
- > の第一部「欠陥教育の証明」を御覧ください。

件名: **Re: 速度比較の原理**
差出人: 生はむメロン <■■ ■■ ■■>
宛先: 長屋修 <standard@st-nagaya.jp>
送信日時: 2011年7月28日0時43分

- > 長屋修様
- > 第一部もよく読みました。競走論はいいんじゃないでしょうか。
- > 僕が指摘したのは長屋様と岐阜の委員の方がそもそも「座標が違う」ということ
- > を教えたかったのですが、
- > お分かりになるのでしょうか？
- > 持論を持ち込むにはまずは前提条件を揃えなければいけません。あなたもそう言
- > ってます。
- > しかし、この「競走論」において、県の委員との「座標を揃える」ところが無い
- > と思います。
- > これこそが「速度比較の原理」を破っていることになっているのにお気づきで
- > しょうか。
- > 「速度比較の原理」を唱えながら「速度比較の原理」を破って議論しています。
- > 論理の自己矛盾ですね。終了。
- > 何度も言うようですが、まず「教育では競争（同じゴール）は当然あるべき」を

> まずは数学でもなんでも使って良いので正当化してください。そこが教育委員と
> のギャップだと思います。

> *****

> 第二部の論文？は前回のメールの通りに「数学的」に正しくありません。

> それでは失礼いたします。生はむメロン

件名: Re: 速度比較の原理

差出人: 長屋修 <standard@st-nagaya.jp>

宛先: 生はむメロン <■■ ■■ ■■>

送信日時: 2011年7月28日21時53分と、7月29日19時36分の2件

7月28日21時53分の1件目

> 生はむメロン 様。

> 長屋修です、ご意見を頂きました。しかし、これでは争点が曖昧になります。こ
> のせっきの機会を、お互いの知識の向上に繋げなければなりません。その為
> 問題を一つ一つ片付けていきましょう。以下に争点(新たな考え方)を列挙して
> おきますから、認める事柄には「認める」と、認めない事柄には「反証」をご提
> 示ください。なお、貴方には大勢の仲間がおられますから、出来るだけ皆さんの
> ご意見をお聞きになって纏めてください(教育委員会や私の立場の食い違いの議
> 論ではありません=物理的論争)。

> ■世界規模の違い <http://st-nagaya.jp/> の第二部

> イ: 論文[思考と時間の正体]より。

> 争点1 「時刻」と「時間」の定義

> 争点2 【時間の正体】

> 争点3 「同一現象再現性の観測的証明」と「系Aと系Bの因果関係」

> ロ: 論文[観量性理論]より。

> 争点1 【速度比較の原理(ゴールは一つに限定しなければならない)】

> 争点2 「従来の学問に速度比較の原理(かかる限定条件)はない」

> 争点3 【絶対運動と絶対静止の相当原理】と【絶対静止の規定】

> 争点4 【時刻距離】と【時間距離】の定義

> 争点5 「座標系の性質」

> ハ: 論文[物理法則の不変基礎]より。

> 争点1 【慣性配分の原理】および「慣性運動の定義」

> 争点2 【現象制御系】と【傍観系】の定義、「系Aと系Bの因果関係」

7月29日19時36分の2件目

> 生はむランドール様、踏み込んだ意見を述べておきます。本事件は、新たに提唱
> された「速度比較の原理(ゴールは一つに限定しなければならない=世界共通の
> 経験的常識)」と、「速度比較の原理は教科書、辞書や百科事典、専門書に載っ
> ていない」ことが原因で起こったものです。すなわち、「世界中の子供達に対し

- > 論文を提出していませんが、8月1日にネイチャーのフォローがありました（諸
- > 状況を考えれば相当な決断と察する＝権威の権威たる所以）。
- > 貴方方は私達と違い、いわゆる特別な（権威であり税金を使う）地位・立場にあ
- > ります。有り体に言えば、貴方方の上記の遣り口は物理討議でなく、地位を利用
- > して私達の研究成果を葬り去る不当行為に他なりません。更に、東大関係者が学
- > 問の発展を妨害するという異常です。これら貴方方の不当行為は、本事件（弾圧
- > や子供達への洗脳教育の問題）の縮図であり、事件の原因そのものです。
- > * * * * *
- > 以下は、幾つかの新原理の出現に関する余談です。
- > A：速度比較の原理は一見、初等教育の範疇と思われれます。しかし、速度比較の
- > 原理は「絶対静止」を要請する為、学問に絶対概念が導入されます。ここに
- > 従来 of 学問基礎は崩壊し、例えばガリレイの相対性原理やアインシュタイン
- > の相対性理論は破綻します。なお、他の新原理のどれをとっても相対性原理
- > は破綻します。
- > B：何事も相対的にしか分かりません。ところが、相対概念だけでは互いにもた
- > れ合いの状態になって「確かさ」が得られません。その為、速度基準の様に
- > 確かな判断基準（共通のもの）を設定する必要があるということです。
- > C：かかる原理を世界中の学者達が見逃し気づかなかったことが、貴方方は信じ
- > 難いのでしょうか。しかし事実です。そして、この事実は「人間の考え方の危
- > うさ」の警鐘です（論文＝思考と時間の正体）。

重要かつ確認事項

この【世界規模の間違い（第一部）】の主人公は世界中の子供達であり、事件の鍵となるのは物理的な「速度比較の原理」と名付けられたものだが、世界共通の常識という誰にでも分かる事柄である。ただし、それは以下に述べる通り、人間の考え方や言動、将来を左右する重要な事柄である。

速度を比較する際の指標の設定は一つに限定しなければならないという速度比較の原理（世界共通の常識＝限定条件）、これは小学生を対象とする初等教育の問題と思うのは大変な間違いである。何故なら、この限定条件を表す言葉が教科書や学術書、辞書や百科事典等に載っていないからである。つまり、限定条件から始まる学問と、限定条件がなく始まる学問では、後に導かれる理論が異なってくることは自明であるからである。その格好の例を挙げておくと、ガリレイが速度比較の原理を知っていたなら相対性原理は構築できていないし、従ってアインシュタインも相対性理論を提唱できなかつたということである。

ところで、民主党は政権公約の一つとして「質の高い教育を提供する」と明記し

ているが真っ赤な嘘、「我々が（学問の会の主張を）間違っていると判断した」と言い切って速度比較の原理を抹殺した。この遣り取りの一部始終は前項の「欠陥教育と日本の対応（菅総理と伸子夫人宛の手紙）」に掲載。つまり、弾圧を加えてまで従来の非常識な学問・教育を踏襲する教育委員会の擁護に回ったのである。この事実はまさに、絵に表した如く鮮明なる“守旧派の権威と権力の極悪二人三脚”の構図に他ならない。

子供達は非常識な教育を受けさせられていることを知らない。これが洗脳教育の恐ろしさであって、守旧派の権威・権力者が作り出した悲劇である。また、日本国憲法：第三章第二十六条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」との定めがあるが、無償と言っても、その費用は税金で賄われているから親から子へという順繰りの自己負担なのである。言い替えれば、一般大衆は、搾り取られた税金で否応なく非常識な洗脳教育を受けさせられているというわけである。更に、人類の知的財産である筈の速度比較の原理を、守旧派の権威・権力者達は反証せずに抹殺した。これは世界に対する背信行為、挑戦である。

追記

[電子政府の総合窓口---]

- > 日本国憲法：第三章第二十六条
 - > すべて国民は…。
 - > ○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護
 - > する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、
 - > これを無償とする。
- となっている。

[ウィキペディア百科事典（Wikimedia Foundation）日本語版]

- > このウィキでページ「教育の義務」を新規作成しましょう。…

という断り書き（テンプレート）を張り付けている。－2018年5月18日現在－

<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?search=教育の義務&title=特別:検索&go=表示&searchToken=79g9hejro2a1ryabcjowi7vst>

上記の憲法第二十六条は素晴らしいものである。ところが、その教育が間違っている（洗脳教育である）為、今や最悪の憲法と化しているのである。

[目次へ戻る](#)

[6 情報暴力団と洗脳教育へ](#)